

## 幼児教育・保育の無償化における一時預かり事業・病児保育事業について（年齢は利用年度の4月1日を基準とします）

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の制度において、一定の条件を満たすと、保育料の無償化の対象となる可能性があります。一時預かり事業・病児保育事業については、一度保護者の方が施設に保育料をお支払いいただきます。その後、市役所に保育料無償化の請求を行っていただく「償還払い」とさせていただきます。

無償化の上限額は、認可外保育施設・ファミリーサポート事業と合算で決められています（0～2歳児は42,000円、3～5歳児は37,000円）。

※可児市の全ての施設が対象となるわけではありません。対象施設については、保育課にお問い合わせください。

### ＜保育料の無償化の対象となる方（①～③全てに該当する方のみ）＞（一時預かり事業・病児保育事業共通）

①認可保育園・小規模保育事業・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育園等に在園していない方。

②保育の必要性に関する認定を受けている方

※施設ご利用前に下記＜手続きの流れ＞①の手続きを行うと認定を受けられます。認定を受ける前に利用した分の保育料は対象になりません。

③0～2歳児の場合、住民税非課税世帯の方（3～5歳児については税額の制限はありません）。

### ＜手続きの流れ＞

①市役所で保育の必要性に関する認定を受ける。「施設等利用給付認定申請書」「保護者の保育の必要性に関する書類」が必要です。

※保育の必要性に関する認定の要件については、可児市HPや「可児市認可保育園等 令和5年度入園申込要項」をご覧ください。

「施設等利用給付認定申請書」は保育課窓口・可児市HPにあります。「保護者の保育の必要性に関する書類」も同様ですが、お勤め先の企業等に証明を依頼する書類もあるため、早めにご相談ください。

②施設に利用を申し出る（利用申出から、利用開始までの流れは各園にお問い合わせください）。

③施設を利用した後、保育料等を支払う。

④施設に「領収書」「提供証明書」が必要なことを伝え、受け取る。

⑤1か月分をまとめていただき、市役所に請求する。請求の際は「施設等利用費請求書（償還払い用）」をご利用ください。

様式は保育課窓口・可児市HPにあります。「領収書」「提供証明書」「支払先口座の通帳またはカード」「認印」をご持参ください。

⑥保育課で確認を行い、無償化の対象となれば、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に記載の銀行口座に可児市から振り込みます。

お支払いは、請求日から30日以内に行います。また、請求は利用した月の翌月以降に行ってください。

無償化の手続きについて、ご不明な点等ありましたら可児市役所 保育課 保育園・幼稚園係にお問い合わせください。